

<補装具品目一覧>

障がい 区分	種目	耐用 年数	種 類
肢体 不自由	義手	1～4 年	肩義手、上腕義手、肘義手、前腕義手、手義手、手部義手、手指義手
	義足		股義足、大腿義足、膝義足、下腿義足、果義足、足根中足義足、足指義足
	上肢装具	2～3 年	肩装具、肘装具、手背屈装具、長対立装具、短対立装具、把持装具、MP（屈曲および伸展）装具、指装具、B F O（食事動作補助器）
	下肢装具	1.5～3 年	長下肢装具、短下肢装具、靴型装具、足底装具、股装具、膝装具 ツイスター、靴の補正
	体幹装具	1～3 年	頸椎装具、胸椎装具、腰椎装具、仙腸装具、側弯矯正装具
	座位保持装置	3 年	平面形状形、モールド型、シート張り調節型
	車いす	6 年	【介護保険優先】普通型、手押し型、リクライニング式手押し型
	電動車いす	6 年	【介護保険優先】普通型（4.5km/H、6km/H）、手動兼用型、リクライニング式普通型
	座位保持いす	3 年	（児童のみ対象）
	起立保持具	3 年	（児童のみ対象）
	歩行器	5 年	【介護保険優先】四輪型（腰掛つき、腰掛なし）、三輪型、二輪型、固定型、交互型、六輪型
	歩行補助つえ	2～4 年	【介護保険優先】松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖、プラットホーム杖
	頭部保持具	3 年	（児童のみ対象）
	排便補助具	2 年	（児童のみ対象）
視覚 障がい	視覚障害者安全つえ	2～5 年	普通用、携帯用
	義眼	2 年	普通義眼、特殊義眼、コンタクト義眼
	眼鏡	4 年	矯正眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡（掛けめがね式、焦点調節式）、遮光眼鏡
聴覚 障がい	補聴器	5 年	【身体障害者手帳が４級・６級の方】 高度難聴用箱形、高度難聴用耳掛形
			【身体障害者手帳が２級・３級の方】 重度難聴用箱形、重度難聴用耳掛形
			【耳の形状や教育上または職業上の理由から医師が特に必要と認めた場合】挿耳形（レディメイド）、挿耳形（オーダーメイド）、骨導型箱形、骨導型眼鏡形、FM型
重度両上 下肢機能 障がい、 音声・言 語機能障 がい	重度障害者用 意思伝達装置	5 年	ソフトウェアが組み込まれた専用機器（付属品としてプリンタ）

<日常生活用具給付一覧>

種 目	要 件	性 能	基準額	耐用年数 その他
介護・訓練支援用具	特殊寝台	【介護保険優先】 ① 18歳以上で下肢または体幹機能障害2級以上 ② 寝たきりの状態にある難病患者等	154,000 円	8 年
	特殊マット	【介護保険優先】 ① 18歳以上で下肢または体幹機能障害1級 ② 3歳以上で下肢または体幹機能障害1・2級の児童 ③ 重度の知的障がい者（児） ※常時介護を必要とする者に限る。 ④ 寝たきり状態にある難病患者等 ⑤ 療育手帳A（原則3歳以上）	19,600 円	5 年
	特殊尿器	【介護保険優先】 ① 学齢児以上で下肢または体幹機能障害1級 ※常時介護を必要とする者に限る。 ② 自力で排尿できない難病患者等	67,000 円	5 年
	入浴担架	① 3歳以上で下肢または体幹機能障害2級以上 ※入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。	82,400 円	5 年
	体位変換器	【介護保険優先】 ① 学齢児以上で下肢または体幹機能障害2級以上 ※下着交換等に当たり、家族等他人の介助を要する者に限る。 ② 寝たきりの状態にある難病患者等	15,000 円	5 年
	移動用リフト	【介護保険優先】 ① 3歳以上で下肢または体幹機能障害2級以上 ② 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者	159,000 円	4 年
	訓練いす	① 3歳以上で下肢または体幹機能障害2級以上の児童	33,100 円	5 年
	訓練用ベッド	① 学齢児以上で下肢または体幹機能障害2級以上の児童 ② 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者	159,200 円	8 年
		腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの		

自立生活支援用具	入浴補助用具	【介護保険優先】 ① 3歳以上で下肢または体幹機能障害 ※入浴に介助を必要とする者に限る。 ② 入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者(児)、難病患者等または介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000 円	8 年
	便器	【介護保険優先】 ① 学齢児以上で下肢または体幹機能障害2級以上 ② 常時介護を要する難病患者等	身体障がい者(児)又は難病患者等が容易に使用し得るもので手すりをつけることが出来ること。(和式便器の上に置いて腰掛け式にするもの、洋式便器の上に置いて高さを補うものを含む。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	本体のみ又は補高便座 4,450 円 手すり付 9,850 円	8 年
	T 字状・棒状のつえ	① 学齢児以上で平衡機能障害 ② 学齢児以上で下肢若しくは体幹機能障害	身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの ① 木材+ニス塗装 ② 軽金属 ③ 軽金属に夜光材付加 ④ 軽金属に全面夜光材付加 ⑤ 外装に白または黄色のラッカー	① 2,310 円 ② 3,150 円 ③ 3,580 円 ④ 4,410 円 ⑤ 3,420 円	3 年
	歩行支援用具	【介護保険優先】 ① 3歳以上で平衡機能障害 ② 3歳以上で下肢若しくは体幹機能障害 ※家庭内の移動等において介助を必要とする者に限る。 ③ 下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ① 体障がい者(児)又は難病尾患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ② 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 円	8 年
	頭部保護帽	① 平衡機能または下肢若しくは体幹機能障害により、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障がい者(児) ② 療育手帳A～B2 (てんかんの発作等により頻繁に転倒する方)	ヘルメット型で転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。 (1) スポンジおよび革を主材料としているもの ① 既製品 ② オーダーメイド (2) スポンジ、革およびプラスチックを主材料としているもの	(1) ① 12,524 円 ② 15,656 円 (2) 37,852 円	3 年 給付意見書が必要
	特殊便器	① 学齢児以上で上肢障害2級以上 ② 上肢機能に障がいのある難病患者等 ③ 療育手帳A (原則学齢期以上)	障がい者、難病患者等および介護者が容易に操作して温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200 円	8 年

	火災警報器	①障害等級２級以上であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 ②療育手帳Ａ ※火災発生の感知および避難が著しく困難な者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 円	8 年
	自動消火器	①障害等級２級以上であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 ②療育手帳Ａ ※火災発生の感知および避難が著しく困難な者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。 ③火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700 円	8 年
	電磁調理器	①視覚障害２級以上 ②療育手帳Ａ（１８歳以上） ※障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。	障がい者が容易に使用し得るもの	41,000 円	6 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	①学齢児以上で視覚障害２級以上	障がい者（児）が容易に使用し得るもの	7,000 円	10 年
	聴覚障害者用屋内信号装置	①聴覚障害２級以上 ※障がい者（児）のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400 円	10 年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	①３歳以上で腎臓機能障害３級以上 ※自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者に限る。	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500 円	5 年
	ネブライザー（吸入器）	①学齢児以上で呼吸器機能障害３級以上または同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められる者 ②呼吸器機能に障がいのある難病患者等	障がい者（児）、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000 円	5 年 呼吸器機能障害以外の者は給付意見書が必要
	電気式たん吸引器		障がい者（児）、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400 円	5 年 呼吸器機能障害以外の者は給付意見書が必要
	酸素ボンベ運搬車	①医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者（児）	障がい者（児）が容易に使用し得るもの	17,000 円	10 年

	盲人用体温計 (音声式)	①学齢児以上で視覚障害２級以上 ※障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	9,000 円	5 年
	盲人用体重計		障がい者(児)が容易に使用し得るもの	18,000 円	5 年
	音声血圧計	学齢児以上で視覚障がい２級以上の身体障がい者(児) 医師の診断により日常的に血圧測定が必要な方 障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい者(児)が容易に使用できるもの	16,800 円	5 年 給付意見書が必要
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	① 心臓機能障がい又は呼吸機能障がい３級以上もしくは同程度の身体障がい者(児) 医師の診断により、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが必要な方 ② 人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能で、身体障がい者(児)又は難病患者等が容易に使用できるもの	157,500 円	5 年 給付意見書が必要
	携帯用会話補助装置	①学齢児以上で音声機能若しくは言語機能障害 ②学齢児以上で肢体不自由者であって発声若しくは発語に著しい障がいを有する身体障害者(児)	携帯式で、ことばを音声または文章に変換する機能を有し、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	98,800 円	5 年
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	①学齢児以上で上肢機能障害２級以上 ②学齢児以上で視覚障害２級以上 ※当該アプリケーションソフトや入力サポート機器を使用しなければパソコンの操作が困難な者に限る。	障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト (1)入力サポート機器 ①大型または小型キーボード ②障がい者用マウス等の周辺機器 (2)アプリケーションソフト ①画面拡大ソフト ②画面音声化ソフト ③視覚障害者(児)用ワープロソフト等	100,000 円	(1) 6 年 (2) 5 年
	点字ディスプレイ	①視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級以上で、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500 円	6 年
	点字器	①主に、点字で文章を作成している視覚障がい者(児)	障がい者(児)が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1)標準型 ①両面書真鍮板製 ②両面書プラスチック製 (2)携帯用 ①片面書アルミニウム製 ②片面書プラスチック製	(1) ①10,712 円 ② 6,798 円	7 年
				(2) ①7,416 円 ②1,699円	5 年
	点字タイプライター	①視覚障害２級以上 ※就労若しくは就学をしている者または就労が見込まれる者に限る。	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	63,100 円	5 年

視覚障害者用ポータブルレコーダー	①学齢児以上で視覚障害２級以上	障がい者（児）が容易に使用し得るもの (1) 音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、D A I S Y方式による録音および当該方式により記録された図書の再生が可能な製品 ①録音再生機 ②再生専用機 (2) 触覚等により操作ボタンが知覚でき、音声録音および再生が可能な製品	(1) ①85,000 円 ②35,000 円 (2) 23,000 円	6 年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	① 学齢児以上で視覚障害２級以上	文字情報または同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化したものを読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障がい者（児）が容易に使用し得るもの	99,800 円	6 年
視覚障害者用拡大読書器	①学齢児以上で視覚障がい者（児） ※本装置により文字等を読むことが可能になる者に限る。	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000 円	8 年
盲人用時計	①学齢児以上で視覚障害２級以上	障がい者（児）が容易に使用し得るもの ①触読式 ②音声式	①10,300 円 ②13,300 円	10 年
聴覚障害者用通信装置（ファックス）	①学齢児以上で聴覚障がい ②発声・発語に著しい障がいを有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる身体障がい者（児）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者（児）が容易に使用できるもの	40,000 円	5 年
聴覚障害者用情報受信装置	①聴覚障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕および手話通訳付きの聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、障がい者（児）が容易に使用し得るもの	88,900 円	6 年
人工喉頭	①喉頭摘出による音声言語機能障がい者（児）	(1) 笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの (2) 電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	(1) 8,343 円 (2) 72,203 円	(1) 4 年 (2) 5 年

	福祉電話 (貸与)	①聴覚障がい者 ②身体障がい者で外出困難な 1級または2級 ※コミュニケーション、緊急 連絡の手段として必要性が あると認められる者のう ち、障がい者のみで、かつ、 市民税非課税世帯およびこ れに準ずる世帯に限る。	障がい者が容易に使用し得るも の	電話の架設 工事、市内 への移転に 伴う電話の 移設及び電 話を返還す るときの撤 去工事に要 する経費	
	点字図書	①主に、点字で情報を入手し ている視覚障がい者(児)	点字により作成された図書 (「点字毎日」を含む。なお、利 用者負担額は1部あたり80円と する。)	年間6タイ トルまたは 24巻を限 度での点字 図書購入価 格 (「点字毎 日」につい ては1部あ たり400 円)	
排泄管理 支援用具	紙おむつ 等	①3歳以上であって、ストー マの著しい変形等によりス トーマ用装具の使用が困難 な者 ②先天性疾患(先天性鎖肛を 除く)に起因する神経障害 による高度の排尿機能障 がい、高度の排便機能障 がいのある者 ③脳性麻痺等脳原性運動機能 障がいにより、排尿若しく は排便の意思表示が困難な 者 ※排せつに紙おむつ等の用具 類を必要とする者に限る。	紙おむつ、サラシ、ガーゼ等の衛 生用品	月額 12,000円	給付意見 書が必要
	ストーマ 装具	①ぼうこう機能障がい者で人 工膀胱造設者	低刺激性の粘着材を使用した密 封型の収納袋で尿処理用のキャ ップ付のもの。装具装着時に皮 膚の保護、排せつ物の漏れ防止、 皮膚への装具密着等に使うスト ーマ用品を含む。 ※拭き取りなどの洗浄用品など の消耗品は含まない。	月額 11,639円	
		①直腸機能障がい者で人工肛 門造設者	低刺激性の粘着材を使用した密 封型または下部開放型の収納 袋。洗腸用具および装具装着時 に皮膚の保護、排せつ物の漏れ 防止、皮膚への装具密着等に使 うストーマ用品を含む。 ※拭き取りなどの洗浄用品など の消耗品は含まない。	月額 8,858円	

	収尿器	①脊髄損傷等排尿障がい ※特に失禁があり、収尿器を必要とする者に限る	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの。ラテックス製またはゴム製 (1)普通型 耐久性、ゴム製採尿袋を有するもの (2)簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導入ゴム管付で採尿袋20枚を1組とする	男性用 (1)普通型 7,931円 (2)簡易型 5,871円	1年
				女性用 (1)普通型 8,755円 (2)簡易型 6,077円	1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	【介護保険優先】 ①学齢児以上で下肢、体幹機能障害3級以上 ②乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害3級以上 ※なお、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者に限る。 ③下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	障がい者(児)、難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので、障がい者(児)、難病患者等が現に居住する住宅について行われるもの。住宅改修費の対象となる経費は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入および改修工事費とする。 (1)手すりの取り付け (2)段差の解消 (3)滑り防止および移動の円滑化等のための床および通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他(1)から(5)までの住宅改修に附帯して必要となる住宅改修	200,000円	1回限り

※乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障がいに準じ取り扱います。

※聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含みます。

<小児慢性特定疾患児日常生活用具給付一覧>

種目	性 能	限度額	対 象 者
便器	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの (手すりをつけることができる。)	4,450 円	常時介助を必要とする者
特殊マット	褥瘡の防止または失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	19,600 円	寝たきりの状態にある者
特殊便器	足踏ペダルにて温水及び温風を出し得るもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200 円	上肢機能に障がいのある者
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000 円	寝たきりの状態にある者
歩行支援用具	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具になるもの	60,000 円	下肢が不自由な者
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴そうへの入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児または介護者が容易に使用し得るもの	90,000 円	入浴に介助を要する者
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾患児または介護者が容易に使用し得るもの	67,000 円	自力で排尿できない者
体位変換器	介護者が小児慢性特定疾患児の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	15,000 円	寝たきりの状態にある者
車いす	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたのであって、必要な強度と安定性を有するもの	70,400 円	下肢が不自由な者
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160 円	発作等により頻繁に転倒する者
電気式たん吸引器	小児慢性特定疾患児または介護者が容易に使用し得るもの	56,400 円	呼吸器機能に障がいのある者
クールベスト	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	20,000 円	体温調節が著しく難しい者
紫外線カットクリーム	紫外線をカットできるもの	37,800 円	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者
ネブライザー(吸入器)	小児慢性特定疾患児又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000 円	呼吸器機能に障がいのある者
パルスオキシメーター	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介護者等が容易に使用し得るもの	157,500 円	人工呼吸器の装着が必要な者

※ 紫外線カットクリームは、基準額を限度とし、1年度に1回の給付となります。